

山梨県立中央病院ほか1施設で使用する電気調達に係る仕様書

1 概要

- (1) 対象建物 別紙1のとおり
- (2) 供給場所 別紙1のとおり
- (3) 業種及び用途 別紙1のとおり

2 仕様

(1) 電気供給条件

- ア 供給電気方式 別紙1のとおり
- イ 供給電圧 別紙1のとおり
- ウ 計量電圧 別紙1のとおり
- エ 標準周波数 別紙1のとおり
- オ 受電方式 別紙1のとおり
- カ 蓄熱設備 別紙1のとおり
- キ 業務用電化厨房設備 別紙1のとおり
- ク 発電設備

- ① 非常用発電設備 別紙1のとおり
- ② 常用発電設備 別紙1のとおり

ケ 電力量の検針

- ① 自動検針装置の有無 別紙1のとおり
- ② 検針方法 別紙1のとおり

(2) 契約電力、予定使用電力

- ア 契約電力 別紙1のとおり

ただし、供給開始前及び供給開始後において仕様書に示す契約電力を超える電力使用が判明した場合は双方で協議の上、変更契約を締結するものとする。

- イ 予定使用電力量 別紙1のとおり

ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、又は下回ることができる。また、その予定使用状況は各電力使用実績（別紙2）のとおりとする。

(3) 契約期間

令和3年4月1日0時から令和6年3月31日24時まで

(4) 需給地点

- ア 山梨県立中央病院

需要場所における甲の施設した縮小形受電設備の終端接続部接続端子と乙の施設した終端接続部接続端子との接続部

- イ 山梨県立北病院

供給場所内の柱上に設置した開閉器の電源側接続点

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

(7) 使用量の計量及び代金の算定期間

各月の計量日は、供給者との協議により定めた日とし、計量期間は、前月計量日の0時から当月計量日の前日の24時までとする。

また、代金の算定は、計量期間中の使用量により算定する。

(8) 特約割引額

特約割引額は、供給者が定める供給約款の規定により算定した額とし、双方で作成する契約書の別紙「契約単価表」で定めるものとする。

(9) 力率、燃料費調整、再生可能エネルギー発電促進賦課金

基本料金の力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、東京電力エナジーパートナー株式会社が定める標準供給条件によるものとする。

(10) 単位及び端数処理

料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

(11) その他

ア 代金の支払いは、供給者からの請求により毎月行うこととする。

イ 料金の請求は対象施設一括ではなく、各施設に分けて行うこととする。（請求書の送付先は別途指定する。）